

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認新潟地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	10 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から同年9月までの期間及び63年8月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年4月から同年9月まで  
② 昭和63年8月から同年9月まで

年金記録問題が話題となり、年金記録が不安となったことから、国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間①及び②の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

申立期間の保険料は、私の夫が経営する会社の従業員に納付書を渡し納めてもらっていた。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②の保険料を納付したとする申立人の夫が経営する会社の従業員は、国民年金保険料の納付状況を具体的に証言しており、その内容には不自然さが無い上、申立人の申立期間①及び②を含む自身の国民年金加入期間の保険料を全て納付している。

また、申立人は、申立期間①及び②を除く国民年金加入期間の保険料を全て納付しており、納付意識が高かったものと認められる。

さらに、申立期間①及び②の合計月数は8か月と短期間である上、その前後の期間の保険料が納付済みであることを考慮すると、納付意識の高い申立人が申立期間①及び②の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、平成9年1月は15万円、同年2月から10年12月までは20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年1月21日から11年1月1日まで  
② 平成16年11月1日から17年4月1日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した期間のうちの申立期間②の標準報酬月額がいずれも、実際に受け取っていた給与支給額よりも低額となっていることが判明した。

私が所持している当時の給与明細書の内容を転記したノートによると、申立期間①当時の給与支給額は約20万円、申立期間②当時の給与支給額は約21万円であったので、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時の給与明細書の内容を転記したとするノートの記載内容によると、申立期間中の厚生年金保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額よりも高額となっている。

また、上記のノートを検証したところ、厚生年金保険料控除額は当時の健康

保険厚生年金保険標準報酬・保険料額表の保険料額（被保険者負担分）とほとんど一致していること、及び賞与に係る厚生年金保険料控除額は、当時の特別保険料率から算出される厚生年金保険料額と一致していることが確認できる上、当委員会がこれまでに審議したA社に係る別の事案の調査結果から判断して、当該ノートの記載は、申立人が当時の給与明細書の記載内容を転記したものと認められる。

申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の違いについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①の標準報酬月額については、上記のノートにおいて確認できる厚生年金保険料控除額から、平成9年1月は15万円、同年2月から10年12月までは20万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記ノートにおいて確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、実際の保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②の標準報酬月額については、上記のノートにおいて確認できる厚生年金保険料控除額から、22万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和36年6月1日、資格喪失日に係る記録を同年7月1日とし、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月1日から同年7月1日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私は、昭和36年6月1日付けでC社D事業所E分室からA社B事業所へ移籍した。その後、同社B事業所は同社F事業所に事業所名が変更されたものの、同社に継続して勤務していたので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにA社が保管する申立人に係る社員台帳及び健保・厚保被保険者台帳の記録から、申立人は申立期間において同社に継続して勤務し（昭和36年6月1日にC社D事業所E分室からA社B事業所に移籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、A社B事業所は、昭和36年7月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、申立人の同社B事業所における資格喪失日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社F事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の昭和36年7月の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、書類が無いため不明としているが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後に被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所(当時)が申立人に係る記録の処理を誤ったとは考え難く、オンライン記録により、A社B事業所において申立人と同様に厚生年金保険の被保険者期間の記録の無い者が12人存在することが確認できることから、事業主から被保険者資格の取得及び喪失に係る届出が行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年5月及び同年6月

私は、平成2年4月末に会社を退職後に納付していなかった国民年金保険料をA市役所又はB地区事務所でまとめて納付した。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年4月末に会社を退職した後の納付していなかった申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているが、申立期間に係る国民年金の加入手続及びまとめて納付したとする保険料額の記憶が曖昧である。

また、申立人が所持する年金手帳には、厚生年金保険の記号番号は記載されているものの、国民年金の記号番号は記載されていないこと、申立期間は基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降に国民年金の未加入期間から未納期間と記録追加されたものと考えられること、申立人は、現在所持する年金手帳のほかに手帳を所持していたことは無いとしており、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、申立期間当時に申立人が保険料を納付することはできず、当該記録追加時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）も無いなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年7月から61年3月までの期間及び平成19年4月から20年3月までの期間の国民年金付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年7月から61年3月まで  
② 平成19年4月から20年3月まで

私は、昭和55年6月に退職した後、夫の転勤に伴いA県B市に転居した。その後、自身でC市役所に出向き国民年金の任意加入手続を行い、付加保険料の納付申出も一緒に行った。

また、夫が平成19年3月に退職したため、国民年金の切替手続を行い付加保険料の納付申出も一緒に行ったと思う。

申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①について、申立人が保管するB市年金係発行の「国民年金保険料納付状況確認書」には、付加保険料の納付状況についての記載が無い。

また、同市役所では、当該期間当時の納付書は定額保険料と付加保険料を合わせたものであったとしており、定額保険料の納付記録がある一方で、申立てに係る付加保険料について、69か月もの長期間にわたり、記録誤りが続くとは考え難いなど、申立人が当該期間の付加保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

### 2 申立期間②について、申立人の夫の平成19年分の確定申告書の社会保険料控除欄に記載されている国民年金の支払保険料額は、平成19年4月から20年3月までの定額保険料相当額（平成19年6月から20年3月までは前納保険料額）となっており、オンライン記録と整合する。

また、オンライン記録から、申立人が最初に付加保険料の納付申出を行っ

たのは、当該期間直後の20年4月14日であることが確認できるなど、申立人が、当該期間の付加保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 申立期間の付加保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに申立期間の付加保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 11 月 1 日から 31 年 5 月 1 日まで  
② 昭和 38 年 4 月 6 日から 39 年 6 月 28 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間において、給与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社（現在は、B社）に期間工として勤務していたと申し立てているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立期間①当時、厚生年金保険に加入していたことが確認できる元従業員の一人は、「申立人を知っているが、勤務した期間については覚えていない。」と証言していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B社は、「申立期間①当時の資料を保管していないため、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料を給与から控除したかは不明である。期間工及び一時雇用の従業員は厚生年金保険の加入対象者ではなかった。」と回答している。

また、申立期間①当時にA社において厚生年金保険に加入していた元従業員からも、申立人の厚生年金保険料の控除等の状況について具体的な証言は得られなかった。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立期間①において、申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無い。

2 申立期間②について、申立人は、C事業所の従業員募集を見て、同事業所に就職したと申し立てているところ、C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間②当時、厚生年金保険に加入していたことが確認できる元従業員の一人は、「申立人はC事業所に勤務していたが、その期間までは覚えていない。」と証言していることから、期間は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録から、C事業所は昭和60年11月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も既に亡くなっていることから、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

また、申立期間②当時にC事業所において厚生年金保険に加入していた元従業員からも、申立人の厚生年金保険料の控除等の状況について具体的な証言は得られなかった。

さらに、C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間②において、申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無い。

3 申立人は、いずれの申立期間についても、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人のいずれの申立期間についても、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 9 年 5 月 1 日から 10 年 1 月 1 日まで  
② 平成 10 年 4 月 1 日から 11 年 1 月 1 日まで  
③ 平成 11 年 4 月 1 日から 12 年 1 月 1 日まで  
④ 平成 12 年 4 月 1 日から 13 年 1 月 1 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給額と異なっていることが分かった。同事業所は、保険料額を減少させるため、低い給料額で算定して届け出たと聞いている。

申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から④までの標準報酬月額の相違について申し立てているが、A事業所の代表清算人は、「平成 19 年 1 月 31 日をもって事業所が廃業したことから、賃金台帳及び給与明細書等給与支払額を確認できる資料を 21 年 7 月 20 日に処分（焼却）した。」と回答している上、申立人は、いずれの申立期間当時の給与明細書等も所持していないことから、申立人の申立てどおりの給与の支給額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、申立人は、業績が悪くなった平成 9 年頃から、算定基礎届における報酬月額を冬期間の低い給料額によって届出されたとしているところ、申立期間当時の同事業所の総務担当者及び事務担当者はいずれも、「算定基礎届における報酬月額は、規定どおりに 5 月から 7 月までの給与に基づき届け出た。」と証言し、当該事務担当者は、「算定基礎届における報酬月額を冬期間の報酬月

額で算出したことは無い。平成9年頃から事業所の業績が悪化したのに伴って、残業代が無くなり、基本給も少し下げざるを得なくなるなど、冬期間と同程度の給与額が春になっても続くことになった。」と証言している。

さらに、オンライン記録から、いずれの申立期間についても、同事業所で厚生年金保険に加入していたことが確認できる元従業員3人はいずれも、「平成9年及び10年と業績悪化が続き、それに伴い給料も下がり、控除される厚生年金保険料も下がっていった。いずれの申立期間についても、標準報酬月額は国の記録どおりだと思う。」と証言している。

加えて、オンライン記録において、いずれの申立期間についても、申立人の標準報酬月額に遡及訂正等の不自然な処理は見られない。

このほか、申立人のいずれの申立期間についても、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として、申立期間①から④まで、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年春頃から 36 年 12 月頃まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が船員保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私は、昭和 34 年春頃から A 団体所属の底引き網漁船に乗船していたが、作業中に大腿部骨折をしたため、B 市内の C 病院に約 1 年間入院し、退院後も自宅療養をしていた。その時の入院費及び治療費は、船員保険から出ていたと思うので、調査の上、申立期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、船の名称、船舶所有者及び当時の同僚の氏名を記憶していないが、申立期間中は A 団体所属の底引き網漁船に乗船していたと申し立てているところ、同団体は、「船の名称や船舶所有者が不明では調査できない。」としており、同僚等にも照会することができないことから、申立人が申立期間に乗船していた船舶を特定することができず、申立人の申立期間における勤務実態を確認することができない。

また、申立人は、船舶の総トン数を覚えていないとしているところ、同団体は、「昭和 34 年頃は、D 港での底引き網漁業が始まる前後の時期であり、総トン数が大きな船舶は無かったと思う。最初の頃の船舶の総トン数は 10 トン程度であったと思う。」としていることから、申立人が乗船していたと主張する船舶は、船員保険の適用除外となる総トン数 30 トン未満の底引き網漁船である可能性が否定できず、申立人も船員手帳を受け取った記憶が無いとしている。

さらに、申立人は、当該漁船の乗船中に大腿部を骨折したため、B 市内の C

病院に約1年間入院していたとしているところ、同病院は、申立人の入院及び通院の状況について、「不明である。」と回答している。

加えて、申立人は、申立期間において、事業主により給与から船員保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る船員保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 3 月 31 日から同年 5 月 20 日まで  
② 昭和 47 年 10 月 30 日から 48 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間がA社における厚生年金保険被保険者期間ではないことについて、以前から疑問を持っていたが、社会保険事務所（当時）に何度照会しても被保険者期間であることは確認できなかった。

しかしながら、年金記録確認第三者委員会から、A社に勤務していた当時のことについての照会文書が届き、自身と同様に、同社における被保険者期間に疑問を持っている人がいることを知り、私も今回申立てを行った。

私は、昭和 46 年 3 月 31 日から 48 年 4 月 1 日までの期間、B 県 C 区に所在するA社のD出張所に勤務していたので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、戸籍の附票から、申立人は、昭和 46 年 3 月 31 日に D 出張所の所在地に住所を定めたことが確認できることから、申立人が申立期間①において、当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、D 出張所における当時の所長は、「当時の社会保険事務は全て、E 出張所（昭和 46 年 5 月 20 日、A 社に名称変更）が行っていたので不明である。」旨回答している上、A 社は、「当時における申立人の在籍、保険料控除、届出及び納付については不明である。」旨回答していることから、申立期間①における厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

また、申立人は、「私と同時期にD出張所で仕事を開始した者が3、4人いたように記憶している。」と主張しているところ、D 出張所に係る健康保

険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、昭和46年3月又は同年4月に被保険者資格を取得した者を確認することができない。

さらに、上記の所長の回答内容から、E出張所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を調査したものの、昭和46年3月又は同年4月に被保険者資格を取得した全6人のうち、照会することのできた1人は、「私を含めたその6人は全て、E出張所の元従業員である。」旨証言しており、D出張所で勤務していた者を確認することができない。

- 2 申立期間②について、戸籍の附票から、申立人は、当時、D出張所の所在地に住所を定めていたことが確認できる上、「当時、D出張所に勤務していた。」としている元従業員のうちの一人が、「申立人は、学校を卒業する昭和48年3月までの間、継続して勤務していた。」と証言していることから、申立人が申立期間②において、当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、「当時における申立人の在籍、保険料控除、届出及び納付については不明である。」旨回答していることから、申立期間②における厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

また、オンライン記録から、申立人が、A社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和47年10月30日と同一日に資格喪失した被保険者が18人（申立人を除く。）確認できるが、元従業員のうちの1人が、「A社は、E出張所及びD出張所のほかに、F出張所とG出張所を経営していた。」と証言していることから、当該18人のうち照会することのできた6人に勤務事業所を照会した。その結果、3人がD出張所、3人がG出張所としており、いずれも、「昭和47年10月30日以降の期間も継続して勤務していた。」旨証言していることから、同社の出張所等のうち、D出張所及びG出張所に勤務していた従業員の中には、申立人と同様、同日以降も継続して勤務していたにもかかわらず、同日に被保険者資格を喪失した者が複数いたことがうかがえる。

一方、オンライン記録から、昭和47年10月30日の時点で、A社における厚生年金保険被保険者資格を喪失せず、同日後も継続して厚生年金保険に加入していた被保険者が17人確認できるが、照会することのできた6人に勤務事業所を照会したところ、3人がE出張所、3人がF出張所であるとしており、D出張所に勤務していた者はいなかった。

さらに、上記18人のうちの1人である元従業員は、「私の夫は、申立期間②を含む昭和47年10月頃から53年8月頃までの期間、D出張所の所長をしていた。」と証言しているところ、当該元従業員の夫は、A社における厚生年金保険被保険者資格を、申立人の資格喪失日と同一日に喪失していることがオンライン記録から確認でき、申立期間②当時、厚生年金保険に加入していたことが確認できないことから判断すると、A社は、D出張所及びG出

張所の従業員については、同日に厚生年金保険被保険者資格を喪失させる取扱いをしていたことがうかがえる。

- 3 このほか、申立人のいずれの申立期間についても厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 新潟厚生年金 事案 1546 (事案 726 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 6 月 1 日から同年 10 月 5 日まで  
② 昭和 17 年 10 月 20 日から 20 年 12 月 24 日まで  
③ 昭和 22 年 10 月 15 日から 23 年 1 月 14 日まで  
④ 昭和 23 年 5 月 13 日から同年 9 月 15 日まで  
⑤ 昭和 23 年 9 月 15 日から 24 年 3 月 1 日まで  
⑥ 昭和 27 年 9 月 1 日から 28 年 4 月 1 日まで  
⑦ 昭和 29 年 8 月 1 日から 31 年 1 月 10 日まで  
⑧ 昭和 31 年 10 月 10 日から 33 年 4 月 1 日まで

年金記録確認第三者委員会に対して、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい旨申立てを行ったが、記録の訂正は認められないという回答を受け取った。

勤務していたことは間違いなく、新たに思い出したことを添えて再申立てを行うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 当初の申立てにおいて、申立人は、「勤務期間及び勤務した会社について十分には記憶していないが、勤務していたと記憶する会社とは別会社での厚生年金保険加入記録がある場合があるので、関連会社と同僚等の記録を全て調査して、厚生年金保険の記録の有無を確認してほしい。」と主張しているが、申立人が氏名を挙げた同僚を始めとする元従業員は、既に死亡しているか所在不明のために照会することができないこと、申立人の給与から、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 12 月 25 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、申立人は、「いずれかの事業所に勤務していたことは間違い無く、新たに思い出したことを添えて再申立てを行うので、再調査してほしい。」として、再申立てを行っている。

- 2 申立期間①から⑧までについて、申立人は、「当時は、A氏の指示により仕事をしていた。同氏は、B県C区でD社という会社を経営していた。」という当初の主張に加え、新たに「申立期間③及び④に係るE社は、同氏が出資した会社である。」と説明しているが、同氏が経営していたとする「D社」に係る商業登記簿は確認できない上、オンライン記録において、「D社」という名称の厚生年金保険適用事業所は確認できず、商業登記簿において、同氏がE社に出資していた事実は確認できない。

また、オンライン記録から、A氏は、昭和26年8月1日から30年1月28日までの期間にはF社、同年2月1日から53年2月14日までの期間にはG社において、それぞれ厚生年金保険に加入していたことが確認できるどころ、いずれの事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿にも、申立人の氏名は確認できない。

さらに、A氏の娘婿は、「いずれの申立期間当時の状況も分からない。」旨回答している上、同氏の子からは回答を得ることができなかった。

- 3 申立期間①について、申立人は、新たに、「昭和16年4月1日、H社にI職種として採用された。H社は、J社からK施設を買い取り、K事業所を設立した。ただし、自分の所属は、H社、同社K事業所、J社及びD社のいずれかだと思うがよく分からない。」と主張している。

H社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、厚生年金保険に加入していたことが確認できる元従業員のうちの一人は、「申立人を知っている。」と証言していることから、申立人が同社の社員であったことがうかがえる。

しかしながら、H社及び同社K事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、申立人の勤務実態及び労働者年金保険料の控除等について確認できない。

また、H社K事業所に係る健康保険労働者年金保険事業所別被保険者名簿において、当該事業所は、昭和17年6月1日に労働者年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、申立期間①については、労働者年金保険法の適用期間であるところ、同法では、筋肉労働者の男子工員のみがその被保険者とされている。しかしながら、上記のとおり、申立人は、「I職種として勤務していた。」としていることから、申立人は、当時、筋肉労働者には該当しておらず、労働者年金保険の被保険者資格を取得できる対象者ではなかったことが推認できる。

さらに、「J社」という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない上、申立人は、「J社の代表取締役はL氏であった。」としているところ、オンライン記録において、当該人物を特定することができない。

加えて、上記のとおり、「D社」という名称の厚生年金保険適用事業所は確認できない。

- 4 申立期間②について、申立人は、新たに、「昭和17年10月20日、辞令によりM国行きが決まった。18年1月、A氏が代表を務めていたD社N支店に着任し、O施設建設に所長として従事した。」と主張して、申立期間②の始期を当初の申立てから変更して再申立てを行っている。

申立人が、平成16年6月30日付けで厚生労働省に対して「障害年金請求の却下処分に対する異議申立て」を行った際に添付した「現認証明書(H16.3.11付)」には、「当時のP氏が、昭和19年3月～6月(数回)、O施設内で申立人を現認した。」旨記載されている上、厚生労働省が保管する「Q隊留守名簿」により、申立人は、申立期間②のうち、昭和20年1月1日から同年12月25日までの期間、傭人として同隊に所属しM国に駐留していたことが確認できるものの、D社N支店に勤務していたことは確認できない。

また、申立人は、申立事業所を「D社N支店」としているところ、戦前戦中の厚生年金保険(労働者年金保険)の適用範囲は、「内地」に限られていたことから、M国に所在する事業所は適用事業所となることができない。

さらに、申立人は、「M国における給料月額が200円で、留守宅への送金額は115円だった。所得税のほか、諸経費が天引きされていたので、給与明細等の参考資料は無いが、妹に事情を聞いてほしい。」としているが、申立人の妹は、「兄がM国に行っている間の給与は母親が受け取っていたが、母は、既に亡くなっており詳細は分からない。厚生年金保険料についても不明である。」旨証言している上、申立人は、申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 5 申立期間③及び④について、申立人は、「E社で勤務したのは、昭和22年10月25日から23年9月15日までの期間である。」と主張して、当該期間を新たに申し立てているが、E社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、同社は昭和32年6月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認でき、商業登記簿から、35年1月18日に解散していることが確認できることから、同社に照会することができない。

また、申立人が当時の同僚として氏名を挙げる人物は、オンライン記録から、昭和21年5月9日から24年8月27日まで、E社において厚生年金保

険に加入していたことが確認できるが、所在が不明のため照会することができない上、上記被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険に加入していたことが確認できる元従業員のうち、照会することのできた3人はいずれも、「申立人のことは知らない。」と証言していることから、申立人の申立期間③及び④における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

さらに、申立人は、「E社はA氏が出資していた。」としているところ、上記のとおり、商業登記簿においてその事実を確認できない。

6 申立期間⑤について、申立人は、今回の再申立てに当たり、「当時、R県S郡T村（現在は、同県S郡U町）に所在するV事業所に勤務したのは、昭和23年9月15日からである。」としているのみであり、新たな事情の供述や資料の提出は無い。

7 申立期間⑥、⑦及び⑧について、申立人は、「昭和33年4月頃まで、W事業所で勤務していた。」という当初からの主張に加え、新たに、「次男と長女は、W事業所で勤務していた当時に生まれた。また、次男は、昭和33年4月にX市立Y小学校に入学し、2年生からは、同市に所在するZ小学校に転校した。」と説明している。

戸籍から、申立人の次男と長女はいずれも、申立期間⑥直前の、申立人がa社において厚生年金保険に加入していた期間中に、b県c郡d村（現在は、b県e市）で出生したことが確認できる上、申立人の次男は、「小学校1年生の時は、X市立Y小学校に入学し、2年生でZ小学校に転校した。それまではd村に住んでいた。」と証言していることから、申立人が、申立期間⑥、⑦及び⑧において、b県c郡d村に居住していた可能性は否定できない。

しかしながら、申立人は、「W事業所では、f氏及びg氏と一緒に仕事をしていた。」としているところ、f氏は既に亡くなっており、g氏の所在は不明のために照会できないことに加え、a社W事業所（昭和27年9月16日、h社W事業所に名称変更）、並びに当該事業所を経営していたa社及びh社はいずれも、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、申立人の申立期間⑥、⑦及び⑧における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

また、オンライン記録から、申立人は、h社において、昭和28年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、29年8月1日に資格を喪失したことが確認できるところ、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立期間⑥、⑦及び⑧当時、厚生年金保険に加入していた被保険者の中に申立人の氏名は確認できない。

さらに、h社W事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿

において、g氏は昭和29年2月20日f氏は同年8月1日にそれぞれ被保険者資格を喪失したことが確認できるが、オンライン記録において、g氏は申立期間⑦の一部期間及び⑧において、f氏は申立期間⑦及び⑧において、厚生年金保険の被保険者となっていない。

- 8 このほか、申立人の申立期間①から⑧までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、再申立てである申立期間①、②、⑤、⑥、⑦及び⑧について、上記の事情は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないことから、申立人は、申立期間①から⑧までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 5 月 17 日から同年 12 月 1 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私は、A社を昭和 54 年 5 月 15 日に退職した翌々日から、B社に勤務していたので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は、昭和 54 年 5 月 18 日から同年 11 月 15 日までの期間、B社（現在は、C社）で勤務していたことが確認できる。

しかしながら、C社は、「資料を保管していないため、申立人の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除については不明である。」旨回答している上、申立期間当時の同社の社会保険事務担当者は既に亡くなっていることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

また、申立人は、「従業員は全部で 30 人くらいいたと思う。」としており、オンライン記録から、申立期間当時、B社で厚生年金保険に加入していたことが確認できる元従業員のうち照会することのできた 5 人は、当時の従業員数を 30 人から 50 人程度と証言しているところ、昭和 54 年度に、同社で厚生年金保険被保険者となっていたのは 20 人前後であることが、オンライン記録から確認できる。

さらに、上記 5 人の元従業員のうちの 4 人は、「当時勤務していた全ての従業員が厚生年金に加入していたわけではなかった。」旨証言し、このうちの 2 人は、「入社時に、事務担当者から、厚生年金と健康保険に加入するかを聞か

れたので、加入することを希望した。私の周りには加入を希望しなかったと話している者が複数いた。」旨証言している。

加えて、上記5人の元従業員の中の1人の配偶者は、「昭和54年に期間雇用従業員として3か月ほど勤務したが、厚生年金保険には加入していなかった。」と証言している上、申立人及び元従業員が、当時の従業員として氏名又は名字を挙げている者の中には、B社において厚生年金保険に加入していたことが確認できない者が複数いることから、同社では、申立期間当時、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、オンライン記録から、B社において昭和54年に厚生年金保険に加入し、新規に厚生年金保険番号を取得した者は7人であることが確認できるが、その7人が記載されている厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿に申立人の氏名は確認できないことに加え、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において申立人の氏名は無い上、整理番号に欠落も無い。

さらに、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月 2 日から 42 年 1 月 1 日まで

『脱退手当金を受け取られたかどうか』のご確認について」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が脱退手当金支給済期間となることが分かった。

私は、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している申立期間に係る厚生年金保険被保険者証には、当該表示と思われる記載が確認できる。

また、A共済組合が保管する資料から、申立人は、脱退手当金支給決定日の約3年9か月前である昭和38年9月14日に、当該共済組合の退職一時金を受け取ったこととなっており、「退職一時金を受け取ったので、申立期間であるB事業所を退職するときは脱退手当金の制度のことは知っていた。」としていることを踏まえると、申立人の意思に基づかずに脱退手当金が請求されたとは考え難い。

また、申立人のB事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月半後の昭和42年6月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいふことができない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金

を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 12 月 16 日から 37 年 3 月 15 日まで  
年金裁定請求の際、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

その後、「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、やはり申立期間は厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。

A社が経営するB事業所には、同郷の友人二人と一緒に勤務したが、友人二人には厚生年金保険の加入記録があるにもかかわらず、私には厚生年金保険の加入記録が無いのは納得ができないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 35 年のお盆過ぎに、同郷の友人 2 人と一緒にA社が経営するB事業所に入社した。3 人ともC職種として勤務し、1 人の友人と一緒に同社を退職した。」と申し立てているところ、当該友人の 2 人は、オンライン記録により、A社において申立期間中に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる上、いずれも、「申立人と一緒にA社に入社し、B事業所でC職種として勤務した。」と証言していることから、期間は特定できないものの、申立人が、同社が経営するB事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社人事部は、「資料が無いため、申立期間当時の勤務実態及び保険料の控除については不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間当時における具体的な勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

また、A社が保管する健康保険・厚生年金保険・被保険者原簿及び索引簿に

は資格取得日を申立期間後の昭和 37 年 3 月 16 日として、申立人の氏名が記載されているが、いずれも二重線で抹消されている上、同社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には申立人の氏名及び生年月日が記載されているものの、備考欄に「取消」と記載されている。

これらの記載から、仮に、A社は申立期間当時、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得手続を行っていた場合、再度、資格取得手続を行うことは考え難い。

さらに、複数の者に照会したところ、これらの者のA社における資格取得日は、その者の記憶する入社日から、約 10 か月から 2 年 7 か月後となっていることが確認できる。

加えて、申立人は申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 11 月 26 日から 35 年 5 月 20 日まで  
② 昭和 37 年 3 月 1 日から 38 年 4 月 1 日まで  
③ 昭和 40 年 3 月 3 日から同年 5 月 20 日まで  
④ 昭和 40 年 11 月 5 日から 41 年 1 月 18 日まで

年金裁定請求の際、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間が脱退手当金支給済期間となっていることが分かった。

その後、「『脱退手当金を受け取られたかどうか』のご確認について」が送付されたので記録を確認したところ、やはり申立期間は脱退手当金支給済期間となっていた。

脱退手当金の制度も知らず、受給した記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間④に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和41年5月25日に支給決定されている上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、同年3月1日に社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所に対し、脱退手当金の算定に必要な標準報酬月額等を回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、A社を退職後、国民年金の強制加入適用期間があったにもかかわらず、昭和47年5月1日まで国民年金の加入手続を行っていない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 10 月 20 日から 37 年 10 月 14 日まで

『脱退手当金を受け取られたかどうか』のご確認について」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が脱退手当金支給済期間となっていることが分かった。

脱退手当金の制度も知らず、受給した記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人は、A社における厚生年金保険被保険者資格を昭和 37 年 10 月 14 日に喪失し、申立期間に係る脱退手当金は、当該資格喪失日から約 9 か月後の 38 年 7 月 12 日に支給決定されていることが確認でき、同社の退職後、平成 2 年 6 月 30 日まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さはない。

また、申立人がA社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 37 年 10 月 14 日以降は、国民年金の強制加入適用期間であるにもかかわらず、同年 10 月から 40 年 3 月までの期間の国民年金保険料（30 か月分）は未納となっている上、申立人は、42 年 10 月当時、国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付したのは夫であるとしており、申立人自身が国民年金に積極的に加入したこともうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。